



告示

昭和二十三年五月二十一日  
第千九百十號

金 額

鳥取縣告示第百三十六號

鳥取縣裝蹄師會にたいし削蹄及び装蹄料金改正の件を次のように認可した。

昭和二十三年五月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

馬

装蹄料(一頭に付)

尋常蹄鐵 金參百圓

但し四號鐵以下 金貳百五拾圓

削蹄料(同)

金七拾圓

削蹄料(同)

金貳百圓

牛

削蹄料(同)

金九拾圓

備考

但し蹄馬及特種の技術を要するものは別に相當の料金を申受けることができる。

鳥取縣告示第百三十七號

昭和二十三年五月十日を以て鳥取縣種畜場附屬溫泉利用畜産加工所の名稱並に所在地を次のように定めた。

昭和二十三年五月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

名稱 鳥取縣種畜場附屬溫泉利用畜産加工所

所在地 鳥取縣氣高郡浜村町

鳥取縣告示第百三十八號

岩美、八頭地方野田町管内において縣稅檢査並縣稅滯納者對產產押證票を次の通り返納並交付した。

昭和二十三年五月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

區分	番號	交付返納年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅檢査章	四	昭和二十三年四月十五日返納	岩美地方事務所	鳥取縣事務吏員	安養寺德造
同	四四	同	八頭同	同	新田 剛
同	四四	同	同	同	安養寺德造
縣稅滯納者財產差押證票	二	同	岩美同	同	安養寺德造
同	四五	同	八頭同	同	新田 剛
同	四五	同	同	同	安養寺德造

昭和二十三年五月二十一日印刷  
昭和二十三年五月二十一日發行

鳥取縣公報 (昭和二十三年五月十五日)  
(第三種郵便物認可)

鳥取縣鳥取市町  
鳥取縣鳥取市町  
鳥取縣鳥取市町  
鳥取縣鳥取市町  
鳥取縣鳥取市町  
鳥取縣鳥取市町